

第5部 子どもの支援について

安来のひなめぐり



1. 子どもの生活を支えたい

(1) 相談支援

がんの診断を受けた小児・AYA世代※の患者さんとそのご家族は、ことばでは言い表せない不安と同時に、これからの生活への気がかりが押し寄せてきます。病院内外に多方面からサポートするスタッフがいます。1人で悩まないで、医療スタッフに伝えて適切な相談者を紹介してもらいましょう。※AYA世代のAYAとは「Adolescent and Young Adult」の略で、「思春期と若年成人」を意味し、主に15～30歳代（明確な定義がなく、国や機関等によって若干の差があります。）を指します。

がん相談支援センター（→P32）

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談窓口」です。その病院にかかっているなくても、誰でも無料で相談できます。詳しくはP32を参照してください。

公益財団法人 がんの子どもを守る会

がんの子どもを守る会は、1968年10月に小児がんで子どもを亡くした親たちによって、小児がんが治る病気になってほしい、また小児がんの子どもを持つ親を支援しようという趣旨のもとで設立された団体です。子どもの難病である小児がんに関する知識の普及、相談、調査・研究、支援、宿泊施設の運営、その他の事業を行い、社会福祉及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。会では、専門のソーシャルワーカー及び嘱託医が、小児がんに関するあらゆる相談に応じています。

◎お問合せ先

公益財団法人 がんの子どもを守る会

（本部）相談電話番号 03-5825-6312（平日 10：00～16：00）

（大阪）相談電話番号 06-6263-2666（平日 10：00～16：00）

小児がん こどもでんわ相談室

20歳未満の方を対象とした電話相談です。小児がんの子どもだけではなく、きょうだいや友だちなど、子どもみんなのための相談室です。電話代も相談料もかかりません。

◎小児がん子どもでんわ相談室

☎0120-307-164 ※毎月1回 第1水曜日 16:00~19:00

◎お問合せ先

公益財団法人 がんの子どもを守る会

(本部) 相談電話番号 03-5825-6312 (平日10:00~16:00)

(2) 入院中の教育・復学

島根県の一部の拠点病院には、病気やけがで長期入院を必要とする小・中学生が、入院治療中で学校教育が受けられるように院内学級が設けられています。在籍する学校から転校が必要な場合がありますので、主治医・看護師だけでなく担任や院内学級担任へ相談する必要があります。

医療スタッフ、院内学級の担任と、もとの学校の担任、養護教諭等と連携・調整を図りながら、本人のからだの状態や学習の状況をもとに、本人と一緒に復学の準備を進めます。

(3) 医療的ケアの必要な子どもの支援

医療的なケアの必要な子どもたちが、在宅で安心して療養生活を送るために、入院中の医療機関スタッフ（医療ソーシャルワーカー・看護師等）が、居住地の保健所保健師、市町村保健師、訪問看護師等と連携を図ります。

(4) 入院中のきょうだい支援

・一時預かり保育

一時的に家庭保育が困難な場合及び保護者の育児に伴う負担解消のため、認可保育所にて実施されています。

※実施保育園で、直接申し込みが必要です。

・ファミリーサポートセンター

子どもを預けたい人と預かる人をあらかじめ登録しておき、子どもの面倒を見ることができない時に、一時的に子どもを預かってくれる人を紹介するところです。

申し込み、問い合わせは各ファミリーサポートセンター（P.74）

・冊子「小児がんの子どものきょうだいたち」

きょうだいとその周囲にいるすべての人々双方の相互理解を深める助けとなり、きょうだいと対話するきっかけになることを期待し、

作成されたものです。冊子ご希望の方は公益財団法人がんの子どもを守る会（P.60）までお問合せください。ホームページ

（<http://www.ccaj-found.or.jp>）からダウンロードも可能です。また、きょうだいのキャンプや交流会なども開催されています。

・その他

様々な状況で、お困りの場合には、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。医療ソーシャルワーカーに相談したい場合には、医師や看護師へ声をかけていただくと連携を図ります。



隠岐の島町 しゃくなげ

2. 子ども向けの制度を知りたい

(1) 乳幼児等医療費助成制度

島根県では、小学校就学前の乳幼児の入通院、就学後から20歳未満までの児童等の慢性呼吸器疾患等14疾患群による入院を対象に医療費の公費負担助成を受けることができます。

	対 象	入 院	通 院	薬局等※1
(1)	0歳から小学校就学前児の入通院（所得制限なし）	2,000円 （月額）	1,000円 （月額）	0円
(2)	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等14疾患群（※2）にかかる入院（所得制限あり） ※がんも含まれます	15,000円 （月額）	対象外	対象外

※1 薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

※2 白血病等悪性新生物も含まれますが、(2) 小児慢性特定疾病医療支援の認定基準を満たさない方が対象です。

○手続について

- ・ 0歳から小学校就学前に該当する方は、各市町村から「乳幼児等医療費受給資格者証」の交付を受け、支払いの際に医療機関等の窓口にて提示してください。
- ・ 就学後20歳未満に該当する方は、直接各市町村から助成を受けることとなりますので申請方法を各市町村でご確認ください。

◎各市町村からさらに助成を受けることができる場合がありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(2) 小児慢性特定疾病医療支援事業

慢性疾患にかかっている児童等の健全育成の観点から、医療費の一部を助成することで家族の負担軽減を図ることを目的として実施されています。

対象となる人：白血病等の悪性新生物等の疾患にかかっている島根県内に住所を有する18歳未満の児童。また、18歳未満で対象となれば、引き続き20歳になるまでの間対象となります。

各疾病についてそれぞれに認定基準があります。

◎お問合せ先：管轄の保健所（松江市在住の方は松江市役所）（P76）

(3) 特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは実際の養育者に対する手当です。所得制限があります。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(4) 障がい児福祉手当

重度の障害をもつため日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給（申請）可否は市町村によって異なります。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(5) 奨学金制度

小児がん経験者、がん遺児のための奨学金制度があります。

- ・公益財団法人がんの子どもを守る会

「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」

ホームページ <http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/>

- ・NPO法人J.POSH 日本乳がんピンクリボン運動

「J.POSH奨学金 まなび」

ホームページ <http://www.j-posh.com/about/activity/scholarship/>

◎お問合せ先：各団体または島根県教育庁人権同和教育課

（☎0852-22-5432）

(6) その他

- 入院児童等患者家族宿泊施設

島根大学医学部附属病院では、入院児童等患者家族宿泊施設「だんだんハウス」が利用できます。

◎お問合せ先：島根大学医学部医療サービス課（☎0853-20-2069）

- 公益財団法人がんの子どもを守る会の支援制度

- ・がんの子どもを守る会療養援助事業

対象となる人：18歳未満で小児がんを発症し、申請時20歳未満の

抗腫瘍治療中の患児の家族

※申請には、所得制限などの条件があります。

● 宿泊施設の利用制度

自宅から離れた病院での治療を余儀なくされる患児・家族に対し、安価で長期間滞在できる宿泊施設を提供します。

◎お問合せ先：公益財団法人 がんの子どもを守る会

ホームページ <http://www.ccaj-found.or.jp/>

E-mail nozomi@ccaj-found.or.jp

本部事務局

〒111-0053 東京都大東区浅草橋1-3-12

☎ 03-5825-6311 (代表) 03-5825-6212 (相談)

大阪事務所

〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-3-1

☎ 06-6263-1333 (代表) 06-6263-2666 (相談)

● ウイッグ

治療などにより脱毛したお子さんに、無償でウイッグを提供する支援事業等があります。詳しくはがん相談支援センター (P.33) へお問い合わせください。

● 共済保険

白血病などの小児がんを克服し、現在健康な学校生活や社会生活を営んでいる人たちが加入できる保険があります。詳しくはがん相談支援センター (P.33) へお問合せください。



浜田市 大蛇



赤川堂